

低炭素社会実現のための 社会シナリオ研究事業

2022年度 公募要領

公募期間

2022年8月23日（火）

～ 10月11日（火）午前12時（正午）



低炭素社会戦略センター

令和4年8月

目次

第 1 章 研究提案公募に当たって	5
1.1 低炭素社会実現のための社会シナリオ研究事業について	5
1.2 実施体制	5
1.3 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ	6
1.3.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について	6
1.3.2 ダイバーシティの推進について	8
1.3.3 公正な研究活動を目指して	9
第 2 章 公募・選考	10
2.1 募集・選考・運営にあたっての PO の方針	10
2.1.1 はじめに	10
2.1.2 募集の対象	10
2.1.3 募集・選考の留意事項	12
2.1.4 採択後の運営の方針	13
2.2 公募期間・選考スケジュール	13
2.3 研究期間	14
2.4 研究費（上限額）	14
2.5 採択予定課題数	14
2.6 研究体制	15
2.7 応募要件	15
2.7.1 応募者の要件	15
2.7.2 研究体制の要件	17
2.7.3 研究機関の要件	17
2.8 応募方法	17
2.9 選考方法	18
2.9.1 選考の流れ	18
2.9.2 利益相反マネジメントの実施	18
2.10 選考の観点	20
第 3 章 採択後の研究推進等について	22

3.1 研究計画の作成.....	22
3.2 委託研究契約	22
3.3 研究費	22
3.3.1 研究費（直接経費）	22
3.3.2 間接経費.....	24
3.3.3 複数年度契約と繰越制度について	24
3.4 事後評価	24
3.5 研究代表者及び主たる共同研究者の責務等	24
3.6 研究機関の責務等.....	25
3.7 その他留意事項.....	28
3.7.1 出産・子育て・介護支援制度.....	28
3.7.2 JREC-IN Portal のご利用について	28

第 4 章 応募に際しての注意事項 **29**

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	29
4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置	31
4.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保 ..	33
4.4 不正使用及び不正受給への対応	34
4.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	36
4.6 関係法令等に違反した場合の措置.....	36
4.7 繰越について	36
4.8 府省共通経費取扱区分表について.....	37
4.9 費目間流用について.....	37
4.10 年度末までの研究期間の確保について	37
4.11 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	38
4.12 研究設備・機器の共用促進について	38
4.13 博士課程学生の処遇の改善について	39
4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	40
4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	41
4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	41
4.17 URA 等のマネジメント人材の確保について	42
4.18 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	43

4.19 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	45
4.20 社会との対話・協働の推進について	45
4.21 オープンアクセスおよび研究データマネジメントについて	46
4.22 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について	46
4.23 論文謝辞等における体系的番号の記載について	47
4.24 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 (A-PRAS) について	48
4.25 競争的研究費改革について	48
4.26 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」について	49
4.27 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	50
4.28 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	54
4.29 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	54
4.30 e-Rad からの内閣府への情報提供等について	55
4.31 研究者情報の researchmap への登録について	55
4.32 JST からの特許出願について	55
第 5 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について	56
5.1 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について	56
5.2 e-Rad を利用した応募方法	56
5.3 その他	57
第 6 章 LCS の社会シナリオ研究	59
6.1 LCS の社会シナリオ研究	59
6.2 LCS が共有できる成果	61

第 1 章 研究提案公募に当たって

1.1 低炭素社会実現のための社会シナリオ研究事業について

低炭素社会実現のための社会シナリオ研究事業（以下、「本事業」といいます。）は、我が国の経済・社会の持続的発展を伴う、科学技術を基盤としたカーボンニュートラル社会の実現に貢献するため、望ましい社会の姿を描き、その実現に至る道筋や選択肢、戦略を示す社会シナリオ研究を推進するものです。

JST は、文部科学省が策定した研究開発戦略に基づき、2009（平成 21）年 12 月、低炭素社会戦略センター（以下、「LCS」といいます。）を設置し、本事業を実施してきました。2020（令和 2）年 10 月には、内閣総理大臣により、2050 年までのカーボンニュートラルの実現という目標が明確に掲げられ、具体的方策の検討が加速するなか、本研究の重要性はより一層高まっています。

そこで、このたび人文社会科学系を含めた幅広い研究者の知の取り込みや研究人材の育成を図り、社会シナリオ研究のさらなる発展を目指すこととしました。この公募では、これまでの LCS における研究の成果を踏まえ、さらに発展させる社会シナリオ研究を実施する大学からの提案を募集します。応募に当たっては、本資料の内容を十分御理解いただいた上で、優れた成果が得られるよう、趣旨に沿った提案をお願いします。

1.2 実施体制

本事業の運営方針や改善に関する検討・立案は、JST が定めるプログラムディレクター（以下、「PD」といいます。）が行います。PD は、低炭素社会戦略推進委員会（以下、「戦略委員会」といいます。）を招集し、競争的研究費に係る公募の設定に関すること、競争的研究費に係る課題の選定及び評価に関すること、その他競争的研究費制度の運営に関することを審議します。

提案された課題の選考や採択した課題の研究マネジメント・事後評価は、JST が定めるプログラムオフィサー（以下、「PO」といいます。）が、アドバイザー等の協力を得ながら行います。また、必要に応じて外部評価者の協力を得る場合があります。

採択された課題の研究代表者は、PD の運営方針の下で PO の支援等を受けつつ、アドバイザー等との対話や参画研究者間の相互連携を行うとともに、国内外との連携によるネットワークを自ら積極的に形成・活用しながら、自らが提案した研究課題を推進します。

本事業は、我が国におけるカーボンニュートラルの実現に向けた取組を加速できるよう、関係機関や関連事業との密接な連携を図ることとします。

PD 高村ゆかり（東京大学 未来ビジョン研究センター 教授）

PO 森俊介（JST 低炭素社会戦略センター 研究統括／東京理科大学 名誉教授）

戦略委員会委員およびアドバイザーは、以下研究提案公募ウェブページをご確認ください。

<https://www.jst.go.jp/lcs/funding/index.html>

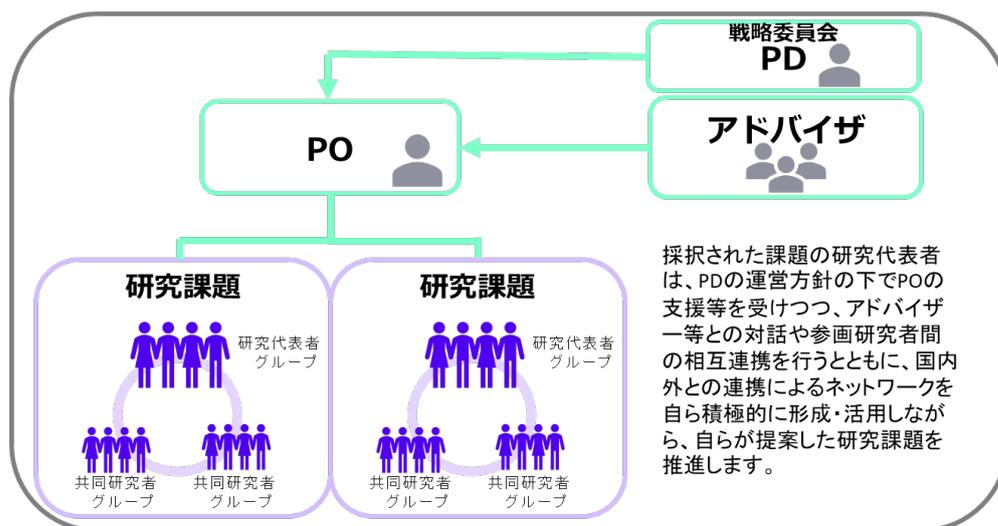


図1 本事業の実施体制

1.3 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.3.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JSTは持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためにより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。SDGsの17のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知

識の利用に関する世界宣言」(ブダペスト宣言[※])の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。我が国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGs は JST の使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JST の事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思ひます。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

○持続可能な開発目標 (SDGs) と JST の取組等については、以下のウェブページを参照してください。

(和文) <https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html>

(英文) <https://www.jst.go.jp/sdgs/en/actionplan/index.html>

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1.3.2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の

応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

ダイバーシティ推進室長

1.3.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりからは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指す我が国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長

第 2 章 公募・選考

2.1 募集・選考・運営にあたっての PO の方針

2.1.1 はじめに

気候変動が人間社会の持続可能性に及ぼす影響と対策についての研究は、古く 1970 年代にさかのぼりますが、次第に注目が集まり、1988 年には科学者の知見を集大成する政府間気候変動パネル (IPCC) が設立されるに至りました。その後、気候変動問題に対する研究は確実に進み、影響の大きさと対策を急ぐ必要性は次第に強く理解されるようになりました。

2015 年のパリ協定では今世紀末までの産業革命前からの大気温度上昇を 2 度以下にする目標が謳われ、さらに 2018 年に公表された IPCC「1.5 度特別報告書」は産業革命前からの気温上昇を 1.5 度以下にとどめることで多くの気候リスクを回避できること、そのために残された温暖化ガス排出の余地は小さいことを指摘しました。これを受け、我が国でも、2020 年 10 月に内閣総理大臣が 2050 年までのカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

その後の 2021 年～2022 年にかけて順次公表された IPCC 第 6 次評価報告書は、「気候変動に対する人為的温暖化ガス排出の影響は疑う余地がない」ことを強調しています。

このように、気候変動対策は自然科学の対象から行動と対策の実装を急ぐ段階に入りました。ここで、2050 年のカーボンニュートラルの実現のために、新しい技術を開発、社会に導入・実装し、さらに既存の化石燃料依存システムを置き換えるためには、分野によってはこれからの 28 年は決して長くなく、むしろ短いことに注意が必要です。例えば、スマホの世界的な普及は急速でしたが、大型発電所では計画から設計、運転開始、寿命を終え次世代に引き渡すまでには、30 年は必要です。カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みには、新たな技術開発とともに、社会への実装と普及を促進するための施策の導入も不可欠です。

同時に、その目標とする社会はカーボンニュートラルの実現だけでなく、そこに暮らす人々にとって、実現を目指すに足る幸福な社会でなければなりません。そこでは、すべての人々が各自の能力を活かし、安全・安心に、かつ将来への希望を持って生活できる社会であるべきです。この実現には、人文・社会科学からのアプローチも必要です。

2.1.2 募集の対象

本事業では日本全体を視野に入れた「低炭素社会実現のための社会シナリオ研究」を募集します。「社会シナリオ研究」とは、科学的・定量的分析に基づいて、社会シナリオ (* 1)・戦略を策定するものです。

LCS では、科学技術の開発と適切な導入が、カーボンニュートラルな社会を「明るく豊かな」も

のとして実現する、という理念のもと、これまでカーボンニュートラルに貢献する様々な技術のコストエンジニアリング評価（例えば、太陽電池、蓄電システム、CCS/DACのプロセスベースコスト評価）、産業連関分析を応用した経済と産業活動への影響評価、電源構成モデルによる炭素排出削減とコストの評価、情報技術の普及と電力消費影響評価、地域の民生部門における将来需要と分散エネルギーシステム評価など、技術とその影響の定量分析を行ってきました（詳細は、「6.1 LCSの社会シナリオ研究」を参照してください）。

このようなLCSの取組も踏まえ、この公募では、次のような方針で研究課題を募集します。

- (1) 社会シナリオ研究には、対象とする技術の技術的成立性（*2）、社会実装された場合の二酸化炭素削減効果や経済性評価を定量的に行うことはもとより、社会実装に向けた戦略や解決すべき課題、実装の時期や導入の規模、導入に当たって主要な役割を果たすべき要素など具体的な社会実装のイメージを含むものとする。

(例) 2050年のカーボンニュートラル実現に寄与するためには、その技術の炭素排出削減の性能だけでなく、普及に向けたコストの社会的受容可能性や制度的改善、導入のアクターなど様々な社会的側面からの考慮も必要となる。電気自動車それ自身は炭素無排出で走行可能だが、本体の価格、エネルギー源としての発電や充電設備の問題、蓄電池の資源などいろいろな課題がある。水素自動車も同様の課題があり、これらのボトルネックを解消するための方策は、カーボンニュートラルに不可欠である。

- (2) 「対象とする技術」の中には、カーボンニュートラルに寄与する原料リサイクルなど、ライフサイクルアセスメント（LCA）的視点を含む循環型社会に向けた提案も含まれる。

カーボンニュートラルに資する製品は、生産と使用段階だけでなく、使用後の段階でもカーボンニュートラルを維持する必要がある。また、現在未利用の資源や廃棄物の積極的な有効利用が、資源消費の節約や加工エネルギーの削減を可能にし、製品ライフサイクルで見て社会全体のカーボンニュートラルに貢献する可能性もある。

- (例) プラスチック廃棄物を材料として再利用できれば、石油資源の節減や加工エネルギーの節減になる。アルミリサイクルでは電力消費を、鉄リサイクルでは石炭消費を大幅に節減できる。

(3)「社会実装に向けた戦略や解決すべき課題」の中には、研究開発目標やその目標の達成に向けた技術的な課題、その課題解決のための方策のほか、社会制度や規制等、対象とする技術を社会実装するために必要な政策提案も含まれる。

(例) 太陽電池は、量産と普及促進の制度的後押しもあって、大きくコストを下げ温室効果ガス排出削減に寄与してきた。近年では、再生可能エネルギーの変動性による送電系統の不安定化を緩和し導入の拡大を図るための市場制度も様々提案されている。技術開発、製品開発だけでなく、それらが社会に受け入れられ、社会に実装・普及していくための制度的な支援策も重要な課題となる。

(用語解説)

* 1 社会シナリオ

特定指標の定量的推移から社会的文脈の記述まで広く使われる用語だが、本事業では次の 2 点に言及したものと考えている。

- ① 2050 年のカーボンニュートラル社会実現のため、その途中段階で、どのような技術がどのレベルで導入されているか、その導入経路が明示されていること。
- ② 各時間断面で社会と産業の全体像が定量的に想定されていること。

もちろん、1 つの研究課題があらゆる分野を包括することはできないが、目標実現の経路を定量的かつ科学的知見に基づきつつ、社会的な受容度や間接的便益も視野に入れた包括的な視点から描く、という社会シナリオの理念の共有が望ましい。特に、不確実性の伴う将来に対しては、さまざまな可能性を念頭に置いた複数経路の策定が重要である。

* 2 技術的成立性

技術が実現可能であることを何らかの根拠、あるいは資料により示せること。

2.1.3 募集・選考の留意事項

2050 年にカーボンニュートラル社会を人々の幸福と両立させつつ実現するという困難な目標を達成するためには、多様な知の創出とその融合を担う優れた人材を育てていくことが不可欠です。本事業では、研究活動を通じて、次代を担う人材育成への貢献や、若手研究者の積極的な参加が見込まれる体制を含む提案を推奨します。

社会シナリオ研究では、LCS が用いてきた手法以外にも様々な研究手法や方向性が考えられるた

め、この公募では、これまで LCS が対象としてきた研究テーマ、研究手法をそのまま踏襲することやこれまでに得られた成果を含むことは、提案の必須要件とはしていません。

一方、JST では定量的なエビデンスに基づいて社会シナリオ・戦略を策定するための分析手法やデータなど、これまで LCS が実施してきた社会シナリオ研究の成果を引き続き、社会に発信していくこととしています（詳細は、「6.2 LCS が共有できる成果」を参照してください）。採択された大学が、これまでの LCS の研究成果を最大限に活かし、発展的な社会シナリオ研究を円滑に進めることができるよう、JST ではこれまでの研究成果等を採択された大学との間で共有し、必要な場合には具体的な説明を行う予定です。こうした取組を通じて、これまでの研究成果がより良く社会で活用されることを期待しています。

2.1.4 採択後の運営の方針

(1) 本事業で採択する課題同士の連携はもちろん、我が国のカーボンニュートラルに関する取組の加速に向けて、関係機関や関連事業との密接な連携を図ることとします。PO より、選考過程における応募者との意見交換、日常の研究進捗把握、課題評価の結果等をもとに、研究計画に対する助言や調整、必要に応じて指示を行います。また、研究課題の研究計画の決定にあたって、研究課題間の融合・連携等の調整を行う場合があります。（「3.1 研究計画の作成」も参照してください。）

(2) ワークショップ・勉強会、一般向けシンポジウム等での積極的な成果発表への対応をお願いします。

(3) 研究の最終的な成果である社会シナリオについては、利用可能な形で公表・発信することを求めます。事業終了後も成果を利用したいと希望する者に対して、可能な限り研究成果へのアクセスを確保してください。

2.2 公募期間・選考スケジュール

公募・選考のスケジュールは、以下の通りです。

応募は e-Rad(<https://www.e-rad.go.jp/>)を通じて行います。ログイン ID、パスワードをお持ちでない方は、速やかに研究者情報の登録を済ませてください（「5.2 e-Rad を利用した応募方法」を参照してください）。公募締切日当日は e-Rad のシステム負荷が高く、応募に時間がかかる、完了できない等のトラブルが発生する場合がありますので、時間的余裕を十分に取ってください。

公募期間	8月23日（火）～10月11日（火） 午前12時（正午）
書類選考	10月下旬～11月上旬

書類選考結果の通知	11月中旬
面接選考会	11月下旬～12月初旬
選定課題の通知・発表	2023年1月中旬
研究開始	2023年4月以降

※ 募集説明会の日程は決まり次第、研究提案公募ウェブページにてお知らせします。

研究提案公募ウェブページ

<https://www.jst.go.jp/lcs/funding/index.html>

※書類選考の結果、面接選考の対象となった研究代表者には、その旨を通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてご案内します。

※書類選考、面接選考の各段階で不採択となった研究提案の研究代表者には、その都度、選考結果を電子メールで通知します。また、別途、不採択理由を送付します。

※選考の結果、採択となった研究代表者には、その旨を電子メールで通知するとともに、研究開始の手続きについてご案内します。

2.3 研究期間

研究期間は、2023年4月以降から最長2027年3月までです。

※ 実際の研究期間は、研究課題の研究計画の精査・承認により決定します。詳しくは、「3.1 研究計画の作成」を参照してください。

2.4 研究費（上限額）

上限5千万円／年（間接経費含む）で、提案者が設定することができます。

※選考の過程で、設定した研究費の妥当性を査定します。

※実際の研究費は、研究計画の精査・承認によって決定します。

※研究進捗状況等を踏まえ、研究期間中に別途調整する場合があります（詳細は、「3.1 研究計画の作成」を参照してください）。

※委託研究契約に基づき、研究機関に対して、原則として直接経費の30%の間接経費を支払います。

2.5 採択予定課題数

2 課題程度

2.6 研究体制

研究代表者は、複数の研究者からなる一つの最適な研究チームを編成することができます。

a. 研究代表者は、自身の研究室メンバー等による「研究代表者グループ」のみによって構成された研究チームの編成も可能であり、また、研究構想を実現する上で必要な場合に限り、その他の研究室あるいは研究機関に所属する研究者等からなるグループ「共同研究グループ」を含めた研究チームの編成も可能です。

b. 研究チームを構成する研究者のうち「共同研究グループ」を代表する方を「主たる共同研究者」といいます。

c. 研究推進の必要性に応じて、研究員、研究補助員等を研究費の範囲内で雇用し、研究チームに参加させることが可能です。

※ 研究体制に係る要件については、「2.7 応募要件」を参照してください。

2.7 応募要件

2.7.1 応募者の要件

(1) 研究代表者となる研究提案者は、大学院を持つ国内の大学に所属していること

(2) 研究代表者となる研究提案者自らが、当該大学で研究を実施する体制が取れること(研究代表者の国籍は問いません)。

※ 以下の方も研究代表者となる研究提案者として応募できます。

a. 大学院を持つ国内の大学に所属する外国籍研究者。

b. 現在、特定の研究機関に所属していない、もしくは海外の研究機関に所属している研究者で、研究代表者として採択された場合、大学院を持つ国内の大学に所属して研究を実施する体制を取ることが可能な研究者(国籍は問いません)。

(3) 本事業による研究の支援期間を通じ、研究チームの責任者として研究課題全体の責務を負うことができる研究者であること（詳細は「3.5 研究代表者及び主たる共同研究者の責務等」を参照してください）。

(4) 所属研究機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。又は、JSTが提供する教育プログラムを応募締切までに修了していること。

※ 詳細は、「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照してください。

(5) 応募にあたって、以下の5点を誓約できること。

- a. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」の内容を理解し、遵守すること。
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm
- b. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」の内容を理解し、遵守すること。
https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm
- c. 研究提案書が採択された場合、研究参加者（研究代表者、主たる共同研究者、研究に従事する研究員、技術員、研究補助員、学生等）は、研究活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）ならびに研究費の不正使用を行わないこと。
- d. 研究提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為が行われていないこと。
- e. 研究資金や兼業等に関する情報の他、寄付金等に関する情報、資金以外の施設・設備等による支援に関する情報を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報を所属研究機関の取扱いに基づき所属研究機関に適切に共有するとともに、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）に基づき規制されている技術の取扱いを予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、その対処方法を十分に確認した上で研究提案書を提出すること。

※ 以上は e-Rad の応募情報入力画面で確認をしていただきます。

(6) 本事業の PO および LCS のセンター長、副センター長、研究顧問（以下、「PO 等」といいます。）と次のような利害関係がある方は応募できません。

- a. PO 等と親族関係にある。
- b. PO 等と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の研究室等の最小単位組織に所属している。あるいは、同一の企業に所属している。
- c. 現在、PO 等と緊密な共同研究を行っている。又は過去 3 年以内に緊密な共同研究を行ったことがある（緊密な共同研究の有無は、例えば、共同プロジェクトの遂行、研究課題の中での研究分担者あるいは共著研究論文の執筆等、それぞれの内容から判断します。不明な点があればお問い合わせください）。

※ 以上は e-Rad の応募情報入力画面で確認をしていただきます。

※ 利害関係で明確に判断し難い項目がある場合には、lcs-koubo@jst.go.jp までお問い合わせください（メール送信時の件名：【利害確認】お問合せ者のご所属・氏名）。

(7) 1 人の方が研究代表者として応募できる提案は、1 件のみです。

2.7.2 研究体制の要件

- (1) 研究チームは、研究代表者となる研究提案者の研究構想を実現する上で最適な体制であること。
特に、次代を担う人材育成への貢献や、若手研究者の積極的な参加が見込まれる体制を推奨します。
- (2) 研究チームに共同研究グループを配置する場合、共同研究グループは研究構想実現のために必要不可欠であって、研究目的の達成に向けて大きく貢献できること。
※ 主たる共同研究者は、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）に所属されている方も対象となります。ただし、海外機関で研究を実施することはできません。

2.7.3 研究機関の要件

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。

「3.6 研究機関の責務等」に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している研究機関の事前承諾を確実に得てください。

2.8 応募方法

応募は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）より行っていただきます。

紙媒体（郵送、宅配便、持ち込みなど）及び電子メールによる応募受け付けはできませんので、ご注意ください。

詳細は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」を参照してください。

(1) 研究機関及び研究代表者情報の登録

提案者は、e-Rad のログイン ID、パスワードの発行を受ける必要があります（研究代表者のみで構いません）。

新たに e-Rad のログイン ID、パスワードの発行を受ける場合、事前に提案者が所属する機関が、以下の登録を行う必要があります。

- a. 機関が未登録の場合は、先ず機関を「研究機関」として登録

b. 提案者を「研究者情報」に登録

なお、応募時に国内の特定の機関に所属していない場合は、提案者本人が b のみ登録してください（ただし、採択後には国内の機関に所属する予定であることが前提です）。

登録方法の詳細は、e-Rad ポータルサイトも参照してください。

(2) 研究提案書の作成・提出

a. 本事業への応募は、必ず提案者自ら研究提案書を作成し、応募していただくことをお願いしています。e-Rad ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) または本事業の研究提案公募ウェブページ (<https://www.jst.go.jp/lcs/funding/index.html>) から研究提案書様式をダウンロードし、研究提案書様式内の説明を参考に記入してください。

b. 研究提案内容は専門的になりすぎず平易な表現で、できるだけ客観的な記述を心がけてください。

なお、研究提案書の提出は、必ず e-Rad サイトより行っていただきます。

2.9 選考方法

2.9.1 選考の流れ

応募のあった研究提案について、評価者が書類選考及び面接選考により、研究課題を選考します。上記に加え、戦略委員会による審議を経るものとします。評価者は必要に応じて外部の専門家の意見を聴くことができます。また、書類選考のみで判断可能な場合は、面接選考を省略することがあります。

2.9.2 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。以下、研究代表者を PI といい、研究代表者と主たる共同研究者を PI 等とといいます。

(1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、PI 等に関して、以下に示す利害関係者は選考に加わりません。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、研究提案書様式 9 のその他特記事項に具体的に記載してください。

a. PI 等と親族関係にある者。

b. PI 等と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業

に所属している者。

- c. PI 等と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- d. PI 等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. PI 等の研究課題と学術的な競争関係にある者、又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(2) PI の利益相反マネジメント

PI が「PI に関係する機関」に所属する研究者を主たる共同研究者とする提案を行い、「PI に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、PI の利益相反に該当する可能性があります。従って、PI と「PI に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「PI に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合の機関をいいます。なお、a 及び b については PI のみではなく、PI の配偶者及び一親等内の親族（以下、「PI 及び親族」といいます。）についても同様に取り扱います。

- a. PI 及び親族の研究開発成果を基に設立した機関。
(直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。)
- b. PI 及び親族が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。
- c. PI が株式を保有している機関。
- d. PI が実施料収入を得ている機関。

「PI に関係する機関」に所属する研究者を主たる共同研究者とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点からの評価を実施します。

そのため、「PI に関係する機関」に所属する研究者を主たる共同研究者とする場合、研究提案書様式 9 にて「PI に関係する機関」に所属する研究者が主たる共同研究者に含まれていることを申告してください。

なお、PIの利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

(3) JSTの利益相反マネジメント

本事業が採択した大学の共同研究機関に、JSTが出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）が含まれ、研究資金を配分することは、JSTの利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JSTと出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JSTの出資先企業に所属する研究者を主たる共同研究者とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について評価します。

そのため、JSTの出資先企業に所属する研究者を主たる共同研究者とする場合、研究提案書様式9にてその旨を申告してください。

なお、本マネジメントはJSTの公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JSTから出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JSTの利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JSTの出資先企業については以下ウェブページを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時点でJSTからの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JSTの出資公表については以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

2.10 選考の観点

以下の観点に基づき、選考を行います。

ア 研究代表者

- a 研究遂行のために必要な研究実績及び責任能力を有しているか。

b 研究課題を自己の責任で主体的に研究を進める体制があるか。

イ 研究課題（「2.1 募集・選考・運営にあたっての PO の方針」を参照してください。）

a 2050 年カーボンニュートラル社会の実現に至る道筋を示す社会シナリオ研究で、科学的かつ現実的な内容になっているか。

- ・対象とする技術の技術的成立性、社会実装された場合の二酸化炭素削減効果や経済性評価を含むものとなっているか。
- ・社会実装に向けた戦略や解決すべき課題、実装の時期や導入の規模、導入に当たって主要な役割を果たすべき要素など、具体的な社会実装のイメージを含むものとなっているか。
- ・これまでの LCS の社会シナリオ研究を補完し、発展が期待できる内容か（これまで LCS が対象としてきた研究テーマ、研究手法をそのまま踏襲することや、これまでに得られた成果を含むことが提案の必須要件ではない点に留意）、等。

b. ねらい・達成目標は適切か。

- ・達成目標は具体的で、実施計画の規模に見合っているか。
- ・社会シナリオの策定によって期待される成果やコミュニティへの貢献は妥当か、等

ウ 研究計画

a. 実施計画は具体的かつ適切か。

- ・実施計画は、ねらいや目標を達成するために具体的かつ適切か。
- ・予算計画は、研究計画の実施にあたって必要十分であって、費目ごと・目的ごとに適切に配分されているか。
- ・成果創出までのスケジュールやマイルストーン、進捗を把握するための指標は、具体的かつ適切に設定されているか、等

b. 最適な実施体制か。

- ・研究代表者は、研究計画全体の責務を担うことができるか。
- ・研究チームは、研究代表者となる研究提案者の研究構想を実現する上で最適な体制か。
- ・研究参加者に、社会シナリオ研究に関連する実績のある者が含まれるか。
- ・次代を担う人材育成への貢献や、若手研究者の積極的な参加が見込まれるか、等。

第 3 章 採択後の研究推進等について

3.1 研究計画の作成

- (1) 採択後、研究代表者は研究課題の研究期間の全体を通じた全体研究計画書を作成します。また、年度ごとに年次研究計画書を作成します。研究計画には、研究費や研究チーム構成が含まれます。なお、提案された研究費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究費は、研究課題の研究計画の策定時に PO の確認、承認を経て決定します。
 - (2) 研究計画は、PO の確認、承認を経て決定します。PO は選考過程、研究代表者との意見交換、日常の研究進捗把握、課題評価の結果等をもとに、研究計画に対する助言や調整、必要に応じて指示を行います。
 - (3) PO は、事業全体の目的達成等のため、研究課題の研究計画の決定にあたって、研究課題間の融合・連携等の調整を行う場合があります。
- ※ 研究計画で定める研究体制及び研究費は、PO によるマネジメント、課題評価の状況、本事業全体の予算状況等に応じ、研究期間の途中で見直されることがあります。

3.2 委託研究契約

- a. 研究課題の採択後、JST は研究担当者の所属する研究機関との間で委託研究契約を締結します。
- b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「3.6 研究機関の責務等」を参照してください。
- c. 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

3.3 研究費

JST は委託研究契約に基づき、研究費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

3.3.1 研究費（直接経費）

研究費（直接経費）とは、研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の用途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究担当者および研究計画書記載の研究参加者等の旅費
- c. 人件費・謝金：研究参加者（但し、研究担当者を除く（※2））の人件費・謝金
- d. その他：研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費等）（※2）

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「4.12 研究設備・機器の共用促進について」を参照してください。

(注) 研究費（直接経費）として支出できない経費の例

- ・ 研究目的に合致しないもの
- ・ 間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・ 委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの（※3）

※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」といいます。）となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

○「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し(バイアウト制の導入)及び、直接経費から研究代表者 (PI) の人件費の支出について (連絡)」(令和 2 年 9 月 17 日)

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

※3 JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。本事業の事務処理説明書等については、後日ウェブサイトにて公開します。

基本的には戦略的創造研究推進事業に準じますので、参考として、以下の URL より当該箇所を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

3.3.2 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の30%が措置されます。研究機関は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ／令和3年10月1日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

3.3.3 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています（なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なる他、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります）。

3.4 事後評価

PO は、研究の進捗状況や研究成果を把握し、アドバイザー等の協力を得て、研究課題の事後評価を行います。また事後評価は、研究の特性や発展段階に応じて、研究終了後できるだけ早い時期又は研究終了前の適切な時期に実施します。上記に加え、戦略委員会による審議を経るものとします。なお、評価実施後は、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保します。

3.5 研究代表者及び主たる共同研究者の責務等

- (1) 研究代表者や主たる共同研究者は、JST の研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。
- (2) 研究代表者や主たる共同研究者には、提案したプロジェクトが採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。
 - a. 公募要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
 - b. JST の研究費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究活動における不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）、研究費の不正な使用などを行わない。
 - c. 参画する研究者等に対して、研究活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI））の受講について周知徹底する。詳しくは、「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を

参照してください。

また、上記 c.の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご注意ください。

(3) 研究成果の取り扱い

- a. 国費による研究であることから、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究成果の発表を積極的に行ってください。
- b. 研究実施に伴い得られた研究成果を新聞・雑誌での著作や論文等で発表する場合は、本事業の成果である旨の記述を行ってください。
- c. JST が国内外で主催するワークショップやシンポジウムに研究チームの研究者とともに参加し、研究成果を発表していただきます。
- d. 研究の最終的な成果である社会シナリオについては、利用可能な形で公表・発信することを求めます。事業終了後も成果を利用したいと希望する者に対して、可能な限り研究成果へのアクセスを確保してください。

(4) 知的財産権の取得を積極的に行ってください。知的財産権は、原則として委託研究契約に基づき、所属機関から出願（または申請）していただきます。

(5) 科学・技術に対する国民の理解と支持を得るため、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組んでください（「4.20 社会との対話・協働の推進について」を参照してください）。

(6) 本事業の評価、JST による経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。

3.6 研究機関の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関（以下「参画機関」といいます。）から事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 本事業の最新の委託研究契約書の雛型については、後日ウェブサイトにて公開します。

基本的には戦略的創造研究推進事業に準じますので、参考として、以下の URL より当該箇所を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.26 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について」）。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.27 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」）。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の用途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）
- f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。(万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。)
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画し、かつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けています(受講等に必要な手続き等は JST で行います)。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

3.7 その他留意事項

3.7.1 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は JST 事業の研究費（間接経費を除く）により研究員等として専従雇用されている研究者が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的として、研究課題等に「男女共同参画促進費」（上限金額：月額 30 万円×支援月数）を支給します。

詳しくは、以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

3.7.2 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、13 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 19,000 件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できるとともに、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

第 4 章 応募に際しての注意事項

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究代表者となる研究提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の (1) ~ (2) のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について」を参照してください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合 (所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN (旧 CITI) を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN (旧 CITI) を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN (旧 CITI) ダイジェスト版を受講することができます。受講方法は、研究提案公募ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/lcs/funding/index.html>

以下 URL より受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1~2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び受講確認書に記載

されている受講確認書番号（数字7桁+ARD※）を申告してください。

※令和元年8月以前に修了した場合は、Ref#から始まる番号になります。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

■公募に関する相談窓口

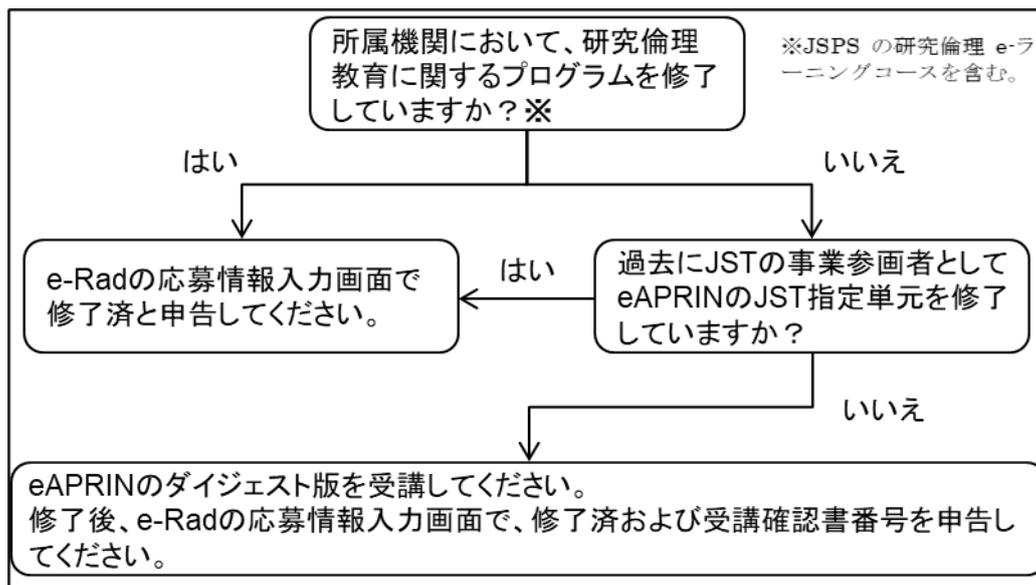
国立研究開発法人科学技術振興機構

低炭素社会戦略センター 企画運営室 募集担当

E-mail : lcs-koubo@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究代表者となる研究提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本事業に参画する研究者等について「eAPRIN（旧 CITI）」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則として全ての研究参加者に「eAPRIN（旧 CITI）」の単元を受講・修了していただきます（ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN（旧 CITI）の単元を修了している場合を除きます）。

4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分（以下「研究課題の不採択等」といいます。）を行います。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行う可能性があります。

※ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行います。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行う可能性があります。

- ※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

○不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

- (i) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報の提供

応募時に、研究代表者・主たる共同研究者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」といいます。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」といいます。）を応募書類や府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」といいます。）に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り扱います。

- ・ 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
- ・ ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・ 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も

守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

(ii) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報の提供

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（※）を含む、自身に関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

4.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに

対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

4.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加（※1）資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」といいます。)) や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※2）に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※3
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者 ※1	1 個人の利益を得るための私的流用	10年
	2 1以外 ①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
	② ①及び③以外のもの	2～4年
	③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※2		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※3 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者

のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

4.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度（※）において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」について、令和4年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和3年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブページを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

4.6 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

4.7 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

4.8 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては府省共通経費取扱区分表を参照してください。本事業の府省共通経費取扱区分表については、後日ウェブサイトにて公開します。基本的には戦略的創造研究推進事業に準じますので、参考として、以下の URL より当該箇所を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

現在、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2021」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費から研究代表者（以下、「PI」といいます。）の person 費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。PI の person 費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件や手続きの方法を定めていますので、確認してください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の person 費の支出について（連絡）」（令和2年9月17日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

4.9 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%以内としています。

4.10 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- (1) JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

4.11 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じてJSTに報告が必要となります（複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関するe-Radの操作方法が不明な場合は、e-Radの操作マニュアル（https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html）又は「よくある質問と答え」（<https://qa.e-rad.go.jp/>）を参照してください。

4.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）や「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」

(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

- 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日 閣議決定)
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」
(令和 3 年 3 月 5 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf
- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について(合算使用)」
(令和 2 年 9 月 10 日 資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ)
https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf
- 「大学連携研究設備ネットワーク」
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」、「コアファシリティ構築支援プログラム」
https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2020.pdf

4.13 博士課程学生の処遇の改善について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の 3 倍に増加すること(博士後期課程在籍学生の約 3 割が生活費相当額程度を受給することに相当)を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント(RA)としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係る RA 経費の支出のルールを策定し、2021 年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人における RA 等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な

な経費を直接経費として計上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

- ・ 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間 180 万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員 (DC) 並みの年間 240 万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・ 「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度¹の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。
- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・ 学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革 2019」(平成 31 年 4 月 23 日文科科学省) や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」(令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会) において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、5 年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメ

¹ 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(令和 2 年 8 月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査 (速報版)」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分 (40 万円以上 45 万円未満) の額について、休日等を除いた実労働日 (19 日~20 日) の勤務時間 (7 時間 45 分~8 時間) で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。)

ント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」（平成 31 年 2 月 25 日文科科学省）において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（5 年程度以上）の任期を確保するよう努めてください。

4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 12 月 18 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について（連絡）」
（令和 2 年 4 月 10 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf>

4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）においても、「産業界へのキャリアパス・流動の拡大」に関する目標が掲げられているところです。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術

審議会人材委員会)においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

- ・ 研究提案書に、公的研究費により雇用する若手研究者に対する多様なキャリアパスを支援する活動計画（以下「キャリア支援活動計画」といいます。）（例：機関が行う企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等への参加の推奨、異分野を含めた研究活動への主体的な参加の推奨など）を記載してください。キャリア支援活動計画は選考の際に確認します。
- ・ 若手研究者の能力開発に要する経費は、研究活動を支える基盤的な経費であるとの考え方に基づき、上記の研究提案書に記載したキャリア支援活動計画に基づく若手研究者の活動の一部を、研究エフォートの中に含めることができます。
- ・ 中間評価や事後評価においては、上記のキャリア支援活動計画に基づく取組状況や若手研究者の任期終了後の進路状況を報告していただきます。その内容はプラスの評価の対象とします。

また、評価に当たっては、研究活動の妨げにならないよう、若手研究者が公的研究機関（雇用主である機関以外の公的研究機関を含む）の取組（例：企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等）に参加する場合には、その取組を研究代表者が直接行うキャリア支援に代わる取組として、プラスの評価の対象とします。

4.17 URA 等のマネジメント人材の確保について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、URA等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材やURA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用する URA 等のマネジメント人材が本事業のマネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本事業に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（5年程度以上）の任期を確保するよう努めてください。

あわせて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA 研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

4.18 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第 1 及び外為令別表に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（2022 年 5 月 1 日以降は特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様

書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので留意してください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、契約締結時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※3 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・ 経済産業省：みなし輸出管理（上記※2 関連ページ）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 経済産業省：大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>

- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>

- ・経済産業省：安全保障貿易ガイダンス（入門編）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>

4.19 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」といいます。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除くすべての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

4.20 社会との対話・協働の推進について

『『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）』（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。本公募に採択され、1 件当たり年間 3000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関する市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いいたします。

- 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

4.21 オープンアクセスおよび研究データマネジメントについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表しました。本方針では、本事業での研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

ついては、本事業に参加する研究者は、研究成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じ、原則として公開していただきます。また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究計画書と併せて JST に提出していただき、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針
<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>
- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン
https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience.pdf

なお、JST は、記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「4.22 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について」も参照してください。

4.22 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について

バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）(<https://biosciencedbc.jp/>) は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されたものです。「ライフサイエ

ンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」(平成 25 年 1 月 17 日)では、同センターが中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータおよびデータベースについて、同センターからの公開をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	論文発表等で公表した成果に関わるデータの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物	生命科学データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.biosciencedbc.jp/

<問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話：03-5214-8491

e-mail: nbdc-kikaku@jst.go.jp

4.23 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment (謝辞) に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「JST Social scenario research program towards a carbon neutral society Grant Number 10 桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の 10 桁の体系的番号は、JPMJ+CN+数字 4 桁です。体系的番号については、採択時にお知らせします。

論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by JST Social scenario research program towards a carbon neutral society Grant Number JPMJCNxxxx.

【和文】

本研究は、JST 低炭素社会実現のための社会シナリオ研究事業 JPMJCNxxxx の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

4.24 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 (A-PRAS) について

「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」(令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会)においては、「行政が公的な事業として実施していた研究支援や研究成果の社会への還元等について、強い思いと情熱を持ちビジネスとして実施するスタートアップが出現し始めていることを踏まえて、新たな官民連携の仕組みの形成が求められる。」としています。

そのような中、文部科学省は、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 (A-PRAS)」を創設しました。本制度は民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的としており、令和 2 年度までに 9 件のサービスを認定しています。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブページより参照していただけます。ぜひご利用ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

○「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」

(令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu22/houkoku/1422095_00001.htm

4.25 競争的研究費改革について

現在、政府において、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2021」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が

示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

4.26 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）（※）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和5年4月1日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から令和5年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に、e-Radを利用して提出（アップロード）してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブページを参照してくだ

さい。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

4.27 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）（※）を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和 5 年 4 月 1 日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から令和 5 年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、

必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00003.html

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加

資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間※	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年	
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

※ 応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。
 なお、特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

4.28 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

4.29 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブページにおいて公開します。

4.30 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Radでの入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

4.31 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

4.32 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。(上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。)

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

5.2 e-Rad を利用した応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

(1) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

①研究機関の登録

応募時まで e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイト（以下「ポータルサイト」といいます。）から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②研究者情報の登録

研究機関は所属する研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを発行することが必要となります。

研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

(2) e-Rad での応募申請

研究者による e-Rad での応募に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニ

マニュアルを参照してください。

<注意事項>

- ①応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。
アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 30MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に事業担当へ問い合わせてください。
- ②作成した申請様式ファイルは、PDF 形式、WORD、一太郎ファイル、圧縮ファイルでアップロード可能となっています。e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。
- ③提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。
提出締切日時までに研究者による応募申請の提出が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、事業担当 (lcs-koubo@jst.go.jp) まで連絡してください。

(3) その他

応募書類に不備等がある場合は、選考対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しないでください。) 応募書類の差替えは固くお断りします。また、応募書類の返却は致しません。

5.3 その他

(1) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(2) e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは従来通り JST 事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本事業の公募ウェブページ及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関

する問合わせには一切回答できません。

事業に関する問い合わせ 及び応募書類の作成・提出 に関する手続き等に関する 問合わせ	JST 低炭素社会戦略 センター	E-mail : lcs-koubo@jst.go.jp Tel : 03-6272-9270 ※緊急時以外メールにて問い合わせ願 います。 受付時間 : 10:00～12:00 / 13:00～ 17:00 (平日) ※土・日、国民の祝日及び年未年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) を除く。
e-Rad の操作方法に関する 問合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-057-060(ナビダイヤル) 9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、 年未年始を除く

○研究提案公募ウェブページ : <https://www.jst.go.jp/lcs/funding/index.html>

○e-Rad ポータルサイト : <https://www.e-rad.go.jp/>

(3) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

第 6 章 LCS の社会シナリオ研究

6.1 LCS の社会シナリオ研究

LCS のこれまでの活動の成果は、LCS のホームページの「政策提案書」に見ることができます。

<https://www.jst.go.jp/lcs/proposals/index.html>

概要は以下①～⑧のようになりますが、LCS は一貫して「明るく豊かな低炭素社会」実現目標に向けた技術開発課題とその効果の定量的評価を続けてきました。ことに、2050 年を一つのターゲットとし、この時に実現されるべきカーボンニュートラル社会に向け、今何を準備し、どこまでを 2050 年までに社会に実装しなければならないかという視点は、温暖化対策実施までの猶予期間が短くなった今、研究課題として特に重要なものと考えています。LCS の活動は、以下のようにミクロレベルの技術導入が日本全体のカーボンニュートラル社会実現にどのように貢献するか、という一貫した視点を持って続けられてきました。LCS の活動は、国立研究開発法人国立環境研究所（NIES）や公益財団法人地球環境産業技術研究機構（RITE）、公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）など、低炭素社会実現のための調査研究を続けてきたほかの機関とは、次のような点に違いがあります。

- ①LCS は特にコストエンジニアリング²の視点から技術評価を行ってきました。LCS では、文献調査にとどまらず、独自にプロセスレベルからコスト評価につなげる活動を行い、評価を行ってきました。その独自性は、2013 年付近から出し続けた太陽電池（PV）のコスト低下シナリオの予測に典型的に表れています。同様に、アンモニア利用、水素合成、蓄電池などにおいても成果を上げており、独自性の高い情報を提供し、今日ではこの分野の他機関からも参照されています。
- ②コストエンジニアリングやプラント設計のほか、よりサイエンスに近い量子レベルからのプロセス評価も行ってきました。近年の DAC やアンモニア合成、水素利用では量子シミュレーションにより評価を行い、科学的な限界がどこにあるかを調べました。このレベルからの評価を「低炭素社会の実現」に向けた視点から行ったことは、LCS の独自性といえます。この①、②を一貫して系統的に実施するため、LCS では技術評価プラットフォームと名付けたデータベースの構築を継続してきました。
- ③再生可能エネルギー資源、特にバイオマスや中小水力などの資源評価を地域レベルから全国レベルに常に拡大して評価してきました。PV や風力資源の潜在性では、これまでも国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）は風況マップを提供し、全国各地の大学や研究所

² コストエンジニアリングとは：

コストに関する工学的分析やコスト面からの設計へのかかわりを広くコストエンジニアリングという（日本機械学会、機械工学事典）。技術実現のためコストの検討は重要であると考えられる。

も地域の再生エネルギー評価を行ってきました。さらに、LCS は中小水力や木質資源の潜在性評価を地理的情報ベースに行い、その上にコスト評価、技術的提案につなげる活動を行ってきました。これは現況調査にとどまらず、技術とカーボンニュートラルの実現に向けた政策を結ぶ独自性の高い活動といえます。

- ④ Society5.0 にあるよう、ICT 拡大による社会の変化は多くの人々が予想しているところです。しかしその帰結がどれだけの環境負荷を生み、またどのような対策がありうるのか、また日本はその課題に対処できるのか、さらにカーボンニュートラル社会とのかかわりはどのようなものか(カーボンニュートラル社会の実現を促進するのか障壁となるのか) という疑問に、技術的裏付けを与えつつ定量的に答えることは、取り組みが進んでいない領域です。LCS では、ICT が具体的に何に利用されカーボンニュートラルに寄与するのか(By ICT)、ICT 自体の電力消費が技術の進展でどこまで下げうるのか(Of ICT)、について他に先駆けて調査を続けてきました。ここでも、評価の視点は個別技術から電力消費、電力供給の影響まで、電源構成モデルに引き渡されています。
- ⑤ 再エネを軸とする地域分散エネルギーは、特に民生部門の脱炭素化で期待が大きく、環境省や自治体では「脱炭素地域」に向けた社会シナリオ研究が進められています。LCS では地域の活動とより広域のエネルギーシステムの関係の定量的評価を進めてきました。東京電力管内や江東・中央区などを複数地域に分け、各地域への分散エネルギー、EV、省エネ機器等の導入が電気事業者の運用にどのように影響するかを数理モデル開発によって評価を試みています。
- ⑥ 個別の脱炭素技術が社会にマクロな視点でどのように影響するかを、LCS は独自の電源構成モデルを開発して評価を続けてきました。電源構成・運用モデル自体は各所で開発されていますが、LCS では独自の技術評価や需要評価により技術とコストのパラメータを与えています。今後も、新しい課題と全体的評価との関連の分析(例えば、電源システムの安定化や EV との連携評価など)が求められる分野です。
- ⑦ 新たな技術やシステムの導入が社会を変えると、他の産業や経済全体の構造にどのように波及するかは、リバウンド効果やシナジー効果を見積もる上で重要な課題です。LCS では、産業連関分析を拡大し、技術アクティビティベクトルを拡張することでこの課題に答えようとしてきました。新技術導入の影響評価を産業連関表の拡張で行う試みは、1985年のレオンチェフのロボティクス導入評価以降様々なものがありますが、LCS では、特に①で述べたプロセスレベルのコスト評価を導入しています。ICT 導入による労働生産性の改善効果の定式化も試みています。
- ⑧ 以上の技術要因への着目のほか、LCS では新しい技術開発を通して特に地域での環境と経済を両立して進める理念にもとづき、地域レベル、特に市町村レベルでの生活と産業、行政の課題などを分析し将来像を描こうとしています。LCS では、総務省や環境省等の既存の調査をもとに、将

来の人口減少のもとでまず人々がどのような住まい方をし、エネルギー消費を行うか、また現状でどのような産業が地域を維持しているかを調査分析しています。

LCS の活動は多岐にわたりますが、他方、LCS は実験施設を持たず、またフィールドデータの収集も限られているため、この点に今後に向けた課題があります。このほか、日本と世界の関係など、LCS ではまだ扱っていない課題は多くあります。

6.2 LCS が共有できる成果

LCS の研究成果は、LCS のサイトに公開されていますが、採択された課題がさらに研究を深化させるためには、より詳細なデータやプログラムなどの、LCS との情報交換も必要になると考えられます。現在 LCS で使用しているこれらの情報のうち、著作権やデータ使用契約などの制約があるものについては、採択された機関とは相談の上、提供可能な情報を整理し共有する予定です。

【お問い合わせ先】

お問い合わせは、電子メールでお願いします。

また、研究提案公募ウェブページ

<https://www.jst.go.jp/lcs/funding/index.html>

に最新の情報を掲載しますので、あわせて参照してください。

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

低炭素社会戦略センター（LCS）企画運営室

〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ

E-mail : lcs-koubo@jst.go.jp

【e-Rad の操作方法に関するお問い合わせ先】

e-Rad ヘルプデスク 0570-057-060 (ナビダイヤル)

9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く